

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更

(2020年4月1日)

現 行	変 更 後
<p>第31条（解 約） お客様から解約の申出があった場合、本規定は解約されるものとします。</p> <p>2 お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、第5条第3項第2号に該当した場合、第25条の規定に違反した場合または第28条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、お客様に解約の通知をすることにより、ただちに本規定を解約できるものとします。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8) お客様が、第32条に定める本規定の変更に同意しない場合。</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>第32条（改訂および承認） 本規定は、法令、諸規則および取引所規則等の変更、監督官庁の指示、もしくはその必要が生じた場合は、<u>予告なく改訂されることがあります。</u></p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>附則 本規定は、<u>2019年9月30日</u>より施行する。</p>	<p>第31条（解 約） お客様から解約の申出があった場合、本規定は解約されるものとします。</p> <p>2 お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、第5条第3項第2号に該当した場合、第25条の規定に違反した場合または第28条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、お客様に解約の通知をすることにより、ただちに本規定を解約できるものとします。</p> <p>(1)～(7) (現行どおり) (削 除)</p> <p>3～6 (現行どおり)</p> <p>第32条（改訂および承認） 本規定は、法令、諸規則および取引所規則等の変更、監督官庁の指示、もしくはその必要が生じた場合は、<u>民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがあります。</u> <u>改訂を行う旨および改訂後の規定ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他の方法により周知いたします。</u></p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>附則 本規定は、<u>2020年4月1日</u>より施行する。</p>